

## ポイント⑧ その他の遵守すべき事項(米トレーサビリティ法)

- 食品表示法では表示義務の対象となっていない外食事業者用であっても、米トレーサビリティ法により、玄米・精米・もみ・砕米であれば、産地情報の伝達が必要です。
- 米トレーサビリティ法では、取引等の記録について原則3年間の保存が義務付けられています。
  - ☑ 対象事業者は、生産者のほか、対象となる米及び米加工品の販売・輸入・加工・製造・提供の事業を行う全ての方です。
  - ☑ 取引等の記録には、事業者間の移動や廃棄の記録も含まれます。
  - ☑ 記録事項は、品名・産地・数量・年月日・取引先名・搬入場所などです。

### 食品表示法の相談窓口

消費者庁 03-3507-8800 (大代表)

食品表示制度の資料をホームページから入手できます。

消費者庁ホームページ「<http://www.caa.go.jp/index.html>」から **食品表示** にお進みください。

### 青森県内の相談窓口

#### ●品質事項(原材料名や原産地表示など)

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
農林水産部 食の安全・安心推進課	017-734-9351	県内全域
東青地域県民局 地域農林水産部	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域農林水産部	0172-33-2902	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八地域県民局 地域農林水産部	0178-23-3794	八戸市、三戸郡
西北地域県民局 地域農林水産部	0173-35-2345	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局 地域農林水産部	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局 地域農林水産部	0175-22-2685	むつ市、下北郡

※各地域県民局地域農林水産部の相談窓口は、農業普及振興室に設置しています。

#### ●衛生事項(アレルギー表示や賞味期限など)・保健事項(栄養成分表示など)

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
青森市保健所 生活衛生課(衛生事項)	017-765-5293	青森市
八戸市保健所 衛生課(衛生事項)	0178-43-2312	八戸市
東地方保健所	017-739-5421	東津軽郡
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡、板柳町
三戸地方保健所 (大代表)	0178-27-5111	三戸郡、おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く)
上十三保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く)
むつ保健所	0175-31-1388	むつ市、下北郡

平成27年12月発行

青森県農林水産部食の安全・安心推進課

青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9351 FAX 017-734-8086

メールでの表示相談はこちらまで：[sanzen110ban@pref.aomori.lg.jp](mailto:sanzen110ban@pref.aomori.lg.jp)

食品関連事業者向け

# その「食品表示」適正ですか？

## 生鮮食品(玄米・精米)編

玄米や精米は生鮮食品に区分されますが、一般消費者向けに容器包装した場合には、品種や産年、精米年月日などの表示が定められていますので、よく確認して表示しましょう。



農産物検査法による証明を受けているか確認を!!

農産物検査法による証明を受けているかどうかで表示が異なります。

- 産地品種銘柄は年産によって異なりますので、証明を受けた内容をよく確認しましょう。
  - ☑ 産地品種銘柄で農産物検査法による証明を受けた場合は、都道府県名などの「産地」のほか、「品種」及び「産年」を表示できます。
  - ☑ 産地品種銘柄以外の品種で農産物検査法の証明を受けた場合は、「産年」を表示できますが、「品種」は表示できません。
  - ☑ 農産物検査法による証明を受けていない場合は、「品種」や「産年」を表示できません。

容器包装していない米は「名称」「原産地」を表示します。

- 容器包装していない場合は、他の生鮮食品と同様にポップや立札などで「名称」「原産地」を表示します。
- 「品種」や「産年」を表示する場合は、容器包装したものと同様に農産物検査法による証明を受けたものを表示しましょう。

青森県

**ポイント① 名称の表示** 品質事項

- 玄米か精米かの区分により表示します。
  - ☑ 玄米は「玄米」、もち精米は「もち精米」と表示します。
  - ☑ うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%未満のものは「うるち精米」又は「精米」と、80%以上のものは「胚芽精米」と表示します。

**ポイント② 内容量の表示** 品質事項 計量法

- グラム又はキログラムで表示します。
  - ☑ 通常の精米と同様に販売される、精麦などを混合したものは、次のように内容量欄で表示しましょう。
    - 【例】 精麦とあわを混合した場合      内容量 500g(精麦50g、あわ50g)
    - 【例】 ビタミン強化米を混合した場合      内容量 500g(ビタミン強化米5g)
    - 【例】 発芽玄米を混合した場合      内容量 500g(発芽玄米50g)

**ポイント③ 調製年月日又は精米年月日の表示** 品質事項

- 玄米は「調製年月日」、精米は「精米年月日」を表示します。
  - ☑ 容器包装した年月日ではありません。
  - ☑ 輸入品で調製年月日又は精米年月日が明らかでないものは、「輸入年月日」を表示します。
  - ☑ 調製年月日、精米年月日又は輸入年月日が異なるものを混合した場合は、最も古いものを表示します。

**ポイント④ 食品関連事業者の表示** 品質事項

- 表示内容に責任を有する者として、「販売者」の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示します。
- 精米工場が表示を行う場合は、「販売者」の項目名を「精米工場」とし、工場を所有する業者名及び工場名、住所並びに電話番号を表示します。

**ポイント⑥ 禁止事項** 品質事項

- 未検査米は、「品種や産年を表す用語」「国産(輸入したものは外国名)以外の産地名」の表示はできません。
- 「新米」の表示ができるのは次の場合です。なお、産年を表示できない未検査米は、次の場合であっても「新米」と表示できません。
  - ☑ 原料玄米が生産された年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米
  - ☑ 原料玄米が生産された年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

- 原料玄米のうち使用割合が50パーセント未満のものについて、「産地(国産品又は輸入品の別を含む)・品種・産年」を表す用語は、これら用語と同程度以上の大きさと使用割合を付していない場合は表示できません。
- 「産地(国産品又は輸入品の別を含む)・品種・産年」を表す用語を表示する場合は、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさと、「ブレンド」や「その他産地・品種・産年が同一でない原料玄米を用いている用語」を表示することはできません。

**【単一原料米の表示例】**

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 青森県 つがるロマン 27年産		
内 容 量	10kg		
精米年月日	平成27年12月1日		
販 売 者	株式会社長島米穀 青森市長島1-1-1		

☑ 単一原料米の場合は、「割合」の列を省略します。  
 (注)複数原料米の表示例(右表)は、スペースの都合上、「産地未検査」の説明文を省略しています。

**ポイント⑤ 原料玄米の表示** 品質事項

- 産地品種銘柄で農産物検査法による証明を受けたものは、「産地」「品種」「産年」を表示します。
  - ☑ 複数原料米の場合は、「単一原料米」を「複数原料米」とし、使用割合を表示します。

原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米		

- 産地品種銘柄以外の場合で農産物検査法による証明を受けたものは、「産地」「産年」「使用割合」を表示します。

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米			
国内産	〔青森県(産地未検査)〕	27年産	10割	

(注)米トレーサビリティに基づき伝達された産地を、その事実に基づいて表示する場合には、「産地未検査」としています。  
 (注)「産地未検査」とは、農産物検査法による産地の証明を受けていない米穀のことをいいます。

- ☑ 産地は国内産と表示しますが、内訳は産地を空欄とし、年産と使用割合のみ表示します。
- ☑ 左例のような「青森県(産地未検査)」の表示は、小売店等が伝達された情報を基に表示できます(生産者が直売所などで直接販売する場合はできません)が、「産地未検査」の意味が消費者に伝わるよう欄外に説明文を積極的に表示してください。  
※説明文の例です。

- 農産物検査法による証明を受けていないものは、「産地」「使用割合」を表示します。

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米			
国内産	〔未検査米〕		10割	

- ☑ 産地は「国内産」のみの表示となり、内訳は「未検査米」と表示します。
- ☑ 小売店等が、伝達された情報を基に「青森県(産地未検査)」などの表示ができます(生産者が直売所などで直接販売する場合はできません)が、その場合は枠外に説明文を積極的に表示してください。

- 産地は、国産品にあつては、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。
  - ☑ 一般に知られている地名とは、国産品の場合は郡名や島名など、輸入品の場合は国名を含む地名が例示されています。  
 [例] 秩父郡(郡名の表示例) 屋久島(島名の表示例) 会津、信州、魚沼など(その他の表示例)

**【複数原料米の表示例】**

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			8割
	青森県 つがるロマン	27年産		5割
	青森県(産地未検査)			3割
	アメリカ産			2割
内 容 量	10kg			
精米年月日	平成27年12月1日			
販 売 者	株式会社長島米穀 青森市長島1-1-1 TEL 017-722-1111			

**ポイント⑦ 表示方法** 品質事項

- JIS Z8305に規定する12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示します。
- 「産年」「精米年月日」を様式に従って表示することが困難な場合は、様式のそれぞれの項目欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。
- 「〇割」の表示について見にくくなると判断される場合は、カッコの外と内の使用割合表示の列をずらす等により、見やすい表示に努めましょう。